

## 第2号様式

### 入札の公告

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 鈎路水産試験場試験場  
公告第3号

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和2年（2020年）12月25日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 田中義克



#### 1 入札に付す事項

- (1) 調達する物品の名称及び数量

液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

- (2) 調達する物品の仕様等

別添「要求仕様書」のとおり。

- (3) 納入期限

令和3年3月29日（月）

- (4) 納入場所

鈎路市仲浜町4番25号 道総研水産研究本部鈎路水産試験場仲浜町庁舎2階

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年度北海道告示721号及び令和元年度北海道告示第756号に規定する  
物品の購入の資格（産業用機器類または教育研究用機器類）を有すること。
- (2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が  
行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加  
を除外されていないこと。

- (4) 北海道内に事業所等を有し当該調達物品に対し、迅速な点検・調整を行う体制が整備されていること。
- (5) 仕様を満たす物品を確実に納品できること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 公告日から令和3年1月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。（送付可、FAX不可）

ウ 申請書類の提出先 〒085-0027 銚路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

水産研究本部銚路水産試験場試験場 総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所 〒085-0027 銚路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

水産研究本部銚路水産試験場試験場 総務部総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 銚路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

水産研究本部銚路水産試験場仲浜町庁舎 会議室

- (2) 入札日時 令和3年（2021年）1月18日（月）15時30分

- (3) 開札場所 (1) に同じ

- (4) 開札日時 (2) に同じ

### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ

(2) 交付方法 (1) の場所で交付する

なお、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(※1)及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部釧路水産試験場のホームページ(※2)においてダウンロードすることができる。

※1 <http://www.hro.or.jp/>

※2 <http://www.hro.or.jp/list/fisheries/research/kushiro/>

9 送付による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札に付し、落札者がいないときは、入札価額が最も低い入札者1者から見積書を徴し、随意契約の手続きに移行する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする  
この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部  
釧路水産試験場試験場

イ 所在地 釧路市仲浜町4番25号

- (4) 前金払 前金払はしない。
- (5) 概算払 概算払はしない。
- (6) 部分払 部分払はしない。
- (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

## 入札説明書

この入札説明書は、令和2年(2020年)12月25日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部釧路水産試験場試験場公告第3号により公告した物品購入契約の一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書です。

この入札を次のとおり実施します。

### 1 契約担当者

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中 義克

### 2 入札に付す事項等

次の事項については、入札の公告のとおりです。必ずご覧ください。

- 入札に付す事項
- 入札に参加する者に必要な資格
- 制限付一般競争入札参加資格の審査
- 契約条項を示す場所
- 入札執行の場所及び日時
- 入札保証金
- 契約保証金
- 入札説明書の交付に関する事項
- 送付による入札の可否
- 落札者の決定方法
- 落札者と契約の締結を行わない場合
- 契約書作成の要否

### 3 その他

#### (1) 様式

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

別紙1のとおり。

イ 入札書

別紙2のとおり。

## (2) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができるとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

## (3) その他

この説明書のほか、競争入札心得（別紙3）及びその他関係法令の規定を承知すること。

## 物品競争入札心得

### (総 則)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

### (入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者は除く。）は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 入札保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

### (入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### (代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

この場合において入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。

- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を、落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(注) この条項は、契約内容が製造の請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書案に記名押印の上落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道総研に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道総研に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徵取を行うこと又は入札の執行を取りやめことがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、契約者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめことがあります。

(入札の辞退)

**第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。**

**2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。**

- (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

**3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。**

**(不正行為に伴う損害賠償等)**

**第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。**

# 物品売買契約書(案)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

## (総 則)

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

(1) 物品の名称 液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 規 格 別添「仕様書」のとおり

(3) 数 量 1式

(4) 売買代金 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

(注) ( ) 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

(5) 納入場所 道総研水産研究本部釧路水産試験場 仲浜町舎2階

(6) 納入期限 令和3年(2021年)3月29日(月)

## (契約保証金)

第2条 契約保証金は、金 円とする。

(契約保証金は、免除する。)

(注) ( ) 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

## (納入及び検査)

第3条 乙は、第1条第5号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 第2項（前2項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

## (中間検査等)

第4条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

2 第3条第5項の規定は、中間検査に準用する。

## (代金の支払)

第5条 甲は、物品の引渡しを受けた日の翌月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合にはその直後の営業日）までに売買代金を甲の理事長勤務の場所において支払うものとする。ただし、甲が指定する様式による請求書を指定する期限までに提出した場合に限る。

## (危険負担)

第6条 第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(担保)

第7条 甲は、第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しを受けた後6ヶ月以内に、当該物品について隠れた瑕疵を発見した場合には、乙の負担において、これを乙に修補させ、又は代品と取り替えさせることができる。

(履行遅滞)

第8条 乙は、第1条第6号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第3条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となるときにおける場合は、当該合格しない物品の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ当該遅滞に係る物品の売買代金につき年3.0パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。
- 3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により第5条の代金の支払いが遅れた場合は、乙は、第5条に定める支払日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の請求をすることができる。
- 5 甲が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日に検査を終えたものとみなし、また、第5条の甲が指定する様式による請求書を指定する期限までに乙が提出したものとみなすことで第5条に定める支払日を過ぎている場合は、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
- (2) 乙又はその代理人からこの契約の解除の申出があった場合
- (3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、売買代金の100分の10に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。

この場合において 当該契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が売買代金の100分の10に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第11条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第14条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第14条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年 法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下の条及び第14条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者 団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があつたとされる期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は見積書の徵収が行われたものであるとき当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第12条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第13条 甲は、乙に対する支払金の債務（契約保証金の返還債務を含む。）があるときは、第11条第2項並びに前条第1項及び第2項の賠償金と相殺することができる。

（契約保証金の返還）

第14条 甲は、乙がこの契約を履行したとき又は甲が第11条第1項第3号若しくは第12条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第16条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年(2020年) 月 日

札幌市北区北19条西11丁目1番地8  
甲 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 田中義克

(担当部局: 水産研究本部釧路水産試験場試験場)

住 所

乙

氏 名

## 要 求 仕 様 書

- 1 品 名 液体クロマトグラフ質量分析装置
- 2 数 量 一式
- 3 使用目的・用途 各種試験研究開発及び依頼試験に係る成分分析
- 4 必要とする性能及び機能 型式・寸法・品質・特性・付属品ほか

### ①質量分析装置

- ・シングル四重極型質量分析計
- ・四重極方式のアライザマスフィルタを搭載したベンチトップ型であること。
- ・イオン取込のオリフィスは目詰まりしにくい口径であること。
- ・質量範囲は10 - 2000 m/zであること。
- ・SIM感度はレセルピン1pgに対し、S/N比が100 : 1 (RMS) 以上の感度であること。
- ・ダイナミックレンジは6×10<sup>6</sup>以上を満たすこと。
- ・スキャン速度は10000 u/sec以上を満たすこと。
- ・ポジティブ/ネガティブの切り替えが可能であること。
- ・イオンインジェクターまたはキャピラリーを予備として1本付属すること。
- ・配管変更をせずにオートチューニングが可能であること。

### ②超高速液体クロマトグラフ (UHPLC)

- ・送液ポンプは2液以上の高圧混合方式であること。
- ・ポンプ耐圧は流速0.001~5mL/minの範囲において60MPa以上を満たすこと。
- ・流量精度は≤0.07 %RSD または 0.02 minSDのいずれかを満たすこと。
- ・混合比正確さは± 0.35 %の範囲を満たすこと。
- ・移動相脱気装置を内蔵または付属していること。
- ・溶媒ボトルに含まれる移動相の量を設定でき、指定した液量以下になった場合に自動で分析を中止できる機能を有すること。
- ・安全機能として、溶媒漏れを知らせるためのリークセンサーがあり、リーク検出時にシステムがサンプル注入を停止すること。
- ・分析用カラムとして、HILICカラム本体及びガードカラムを各1本付属すること。

### ③オートサンプラー

- ・注入量設定範囲は0.1~100 μLを満たすこと。

- ・注入精度は5~100 $\mu$ lの注入範囲で0.25%RSD以内であること。
- ・2mLバイアルが130本以上搭載できること。
- ・ニードル洗浄ポートを備え、キャリーオーバーは0.005%未満であること。
- ・ニードル内で試料と試薬の混合が行える機構を備えること。
- ・4~40°Cの範囲で試料の冷却が可能であること。

#### ④カラムコンパートメント

- ・4.6mm内径・長さ300mmのカラムを4本以上収納できること。
- ・温度範囲は室温-10~80°Cを満たすこと。
- ・メソッドの切り替えを迅速にするため、カラム温度が同時に2条件以上設定できること。
- ・4本以上のカラム切り替えが自動で可能なバルブを内蔵していること。

#### ⑤制御・解析用PCシステム

- ・パソコンはデスクトップ型で、OSはMicrosoft Windows 10 pro 64 bitが円滑に動作する性能・機能を有すること。
- ・ProcessorはIntel® Core i5 8500 (3.0 GHz, 9MB cache)と同等以上の性能・機能を有すること。また、メモリは8GB以上、HDDは物理容量が500GB以上の機能を有すること。
- ・Microsoft officeのWord及びExcelの最新版を付属すること。
- ・マウス、キーボード、カラーレーザープリンターを備えること。
- ・PC用モニターは対角20インチ以上の液晶カラーディスプレイであること。
- ・制御ソフトウェアは、上記のパソコンにインストールすることで、本システムの一括制御およびデータ解析する機能を有すること。

#### ⑥窒素ガス発生装置

- ・四重極型質量分析計の動作に必要な純度（95%以上）と流量（15L/min）を供給できる機能を有すること。

#### ⑦ノイズカットトランス

- ・単相200Vの容量3kVAを満たし、四重極型質量分析計の動作に対応すること。

#### ⑧機器の設置及び試運転を実施すること。

- ・機器の基本的な取り扱いについて、当場において実演及びトレーニングを2日間以上実施すること。

#### 5 引渡条件

- (1) 設置場所 釧路水産試験場試験場 仲浜町庁舎2階
- (2) 設置工事等 有

注 1. 使用目的、用途は具体的に記入する。

2. 仕様書において、寸法、要領、定格等で余裕がある場合は、上限又は下限で表現する。

別紙1

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(電話番号)

担 当 者 名

令和2年(2020年)12月25日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部釧路水産試験場試験場公告第3号により公告のありました競争入札に参加したいので、関係書類を添付の上、入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、この申請を行った後、北海道及び道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止された場合など、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

記

1 入札参加資格の有無 ~ 該当する項目の□を塗りつぶすか、「レ」を記載してください。

- (1)  平成30年度北海道告示721号または令和元年度北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格（産業用機器類または教育研究用機器類）を有すること。
- (2)  北海道及び道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3)  暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていること。
- (4)  北海道内に事業所等を有し当該調達物品に対し、迅速な点検・調整を行う体制が整備されていること。
- (5)  仕様を満たす物品を確実に納品できること。

2 添付書類（添付する書類の（ ）内に○印をつけてください。）

- ( ) 上記1(1)を証する入札参加資格審査結果通知書（写）
- ( ) 北海道内の事業所の状況がわかる書類 ※会社定款写等
- ( ) 委任状（代理申請等の場合）
- ( ) 納入する予定の物品の性能を示す書類（カタログ等）
- ( ) 第6号様式 誓約書
- ( ) その他（名称： ）

注：「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押印してください。

## 誓 約 書

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 田 中 義 克 様

私は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的な経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

以上の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存有りません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

回	順位

## 入 札 書

### 1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※消費税及び地方消費税抜き価格相当額

### 2 業務等名

物品の購入（液体クロマトグラフ質量分析装置 1式）

競争入札心得、契約条項その他地方独立行政法人北海道立総合研究機構が示した条件を承諾の上、上記金額で入札いたします。

令和 年 月 日

入札者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

復代理人 住所

氏名

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

- 注 1 入札金額は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。
- 2 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し押印は代理人のみとする。
- 3 復代理人をもって入札する場合は、入札者本人、代理人及び復代理人の住所・氏名を明記し、押印は復代理人のみとする。
- 4 この様式は例示であり、この様式によらない入札書であつても入札要件が具備されていれば、有効であること。

(物品競争入札心得 第5条関係)

(入札者→代理人)

委任状

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長様

委任者(入札者)

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

受任者(代理人)

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

記

<委任事項>

令和 年 月 日に、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う物品（液体クロマトグラフ質量分析装置一式）購入の入札に関する次の件。

- 1 入札書及び見積書の提出に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 代金の請求及び受領に関すること。
- 4 復代理人の選任に関すること。
- 5 その他上記に付隨する一切の権限。

(注) この様式は例示であり、この様式によらなくとも、委任状としての要件が具備されていれば有効である。

(物品競争入札心得 第5条関係)  
(代理人→復代理人)

委 任 状

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

入 札 者  
住 所  
商号又は氏名  
代表者氏名

委任者（上記代理人）  
住 所  
商号又は氏名  
代表者氏名

印

私は、次の者を復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

受任者（復代理人）  
住 所  
商号又は氏名  
代表者氏名

印

記

<委任事項>

令和 年 月 日に、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う物品（液体クロマトグラフ質量分析装置一式）購入の入札に関する次の件。

- 1 入札書及び見積書の提出に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 代金の請求及び受領に関すること。
- 4 その他上記に付随する一切の権限。

（注）この様式は例示であり、この様式によらなくとも、委任状としての要件が具備されていれば有効である。